

# 社会保険庁の解体的出直しと新組織設立について（概要）

平成17年5月31日

自由民主党

社会保障制度調査会

社会保険庁等の改革ワーキンググループ

年金資金運用・福祉施設改革推進ワーキンググループ

行政改革推進本部

厚生労働部会

社会保険庁改革については、これまで、年金福祉施設について、5年を目途に独立行政法人による売却等の整理合理化を進めるとともに、施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた徹底した見直しを速やかに進めることを決定。

社会保険庁本体の組織改革については、本年2月以降、集中的に議論を進め、以下のとおり、意見を取りまとめた。

## 1 政府管掌健康保険について

- (1) 政管健保については、全国単位の公法人が保険運営を行う方向で検討する。
- (2) その際、財政運営は基本的には都道府県単位とする方向で検討し、今後、医療保険制度改革の中で更なる議論を進める。
- (3) 保険料徴収については、厚生年金の運営主体において一体的に行う。

## 2 公的年金制度について

- (1) 組織改革に当たっては、最重要課題である年金保険料の収納率の向上を確実に実現できるものとするのが不可欠。また、人員削減・コスト削減やサービスの向上等の抜本的な改善を成し遂げ、国民の信頼を回復しなければならない。
- (2) 現行組織が抱える問題の深刻さを踏まえ、現行の社会保険庁は事実上廃止し、これまでの外局と異なる新しい組織、機能、形態を構築することが必要であり、国会・与党の十分な監視の下に、新たな政府組織において公的年金制度の運営を担わせる。
- (3) 新組織においては、

民間への外部委託の徹底等による「大幅な人員の削減」の実現  
能力主義・成果主義に立った「民間企業的な人事・処遇」の導入  
地方事務官制に起因する組織体質を根本から改めるため、都道府  
県単位の「社会保険事務局の廃止」とブロック単位への集約化  
組織の意思決定の場や監査部門への「外部専門家の参画」  
などの構造改革を断行させる。

- (4) さらに、社会保険庁職員が漫然と新組織の職員に移行しないよう、  
厳正な「サービスの宣誓」を行った者に限り、新組織の職員とし、法的  
措置を含め検討する。  
厚生労働省の他部局や、他省庁への配置転換を行う。  
人事評価制度に基づき、降任、降格や自主的な退職を促す  
といった措置を講じる。
- (5) 新組織については、従来の組織にとらわれず、名称、位置づけ等に  
関し、引き続き、本年末までに検討し、次期通常国会に、政管健保の公  
法人化と併せて、関連法案を提出する。
- (6) 新組織の発足から概ね一年を経過した時点において、収納率の向上、  
サービスの改善、人員の削減の状況を総合的に評価し、改革の進捗が不  
十分で国民の信頼が回復されないと判断される場合には、独立行政法人  
化の可能性を含め、更なる組織改革の方策を再検討する。  
新組織の発足の時点においても、予定した設立のスケジュールに沿っ  
て着実に改革が進捗しているか十分な検証を行う。
- (7) 収納率の向上を図るために、組織改革による対応に加えて、新たな政  
府組織の下での市町村との連携等の取組を検討する。
- (8) 社会保険オンラインシステムについては、コストの削減を図りつつ抜  
本的な見直しに着手することとし、「次期社会保険事務システム(仮称)」  
を構築する。
- (9) 今後とも、「社会保険庁の解体的出直しと新組織設立スケジュール」  
に基づき、改革が着実に実行される過程を十分把握し、適切な対応を求め  
る。その際、年金福祉施設の独立行政法人による整理合理化や公益法人の  
見直しについても、併せてフォローアップを行う。

# 社会保険庁の解体的出直しと新組織設立について

平成17年5月31日

自由民主党  
社会保障制度調査会  
社会保険庁等の改革ワーキング・グループ  
年金資金運用・福祉施設改革推進ワーキング・グループ  
行政改革推進本部  
厚生労働部会

社会保険庁改革については、これまで、まず、年金福祉施設について、5年を目途に独立行政法人による売却等の整理合理化を進めるとともに、施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた徹底した見直しを速やかに進めることを決定し、現在、関連法案の審議が進められている。

また、社会保険庁本体の組織改革については、本年2月以降、集中的に議論を進めてきた。

今般、これまでの党内における様々な議論を踏まえ、以下のとおり、社会保険庁の抜本改革のあり方について、意見のとりまとめを行ったところである。

## 1 政府管掌健康保険について

- (1) 政管健保については、医療費適正化等の保険者機能を十分に発揮し、被保険者等の意見を反映した自主性・自律性のある保険運営が行われるようにするため、全国単位の公法人が保険運営を行う方向で検討する。
- (2) その際、財政運営は基本的には都道府県単位とする方向で検討することとし、さらに具体的な組織や運営の在り方については、今後、医療保険制度改革の中で議論を進める。
- (3) また、保険料徴収については、事務の効率性や性格等から、厚生

年金の運営主体において一体的に行う。

- (4) なお、上記の公法人においては、その独自の人事方針の下に採用等を行うものであり、社会保険庁の職員であった者は退職の上、新たに非公務員として採用されることとなる。

## 2 公的年金制度について

- (1) 公的年金制度の現下の最重要課題は年金保険料の収納率の向上であり、組織改革に当たっては、収納率の向上を確実に実現できるものとするのが不可欠であり、また、業務運営の効率向上による人員削減・コスト削減やサービスの向上等の抜本的な改善を成し遂げ、国民の信頼を回復しなければならない。
- (2) 一方において、現行組織が抱える問題の深刻さを踏まえると、現行の社会保険庁は事実上廃止し、これまでの外局と異なる新しい組織、機能、形態を構築することが必要であり、国会・与党の十分な監視の下に、この点を十分に踏まえた新たな政府組織において公的年金制度の運営を担わせるものとする。
- (3) 具体的には、これまでの組織慣行を断ち切り、国民の目に見える形で改革を強力に進めるべく、新組織においては、  
市場化テストの活用を含めた民間への外部委託の徹底やシステムの見直しによる「大幅な人員の削減」の実現  
公務員制度改革の先駆けともなる能力主義・成果主義に立った「民間企業的な人事・処遇」の導入

地方事務官制に起因する組織体質を根本から改めるため、都道府県単位の「社会保険事務局の廃止」とブロック単位への集約化

民間の知恵や効率性を活かし、サービス向上・コスト削減を徹底するため、組織の意思決定の場や監査部門への「外部専門家の参画」などの構造改革を断行させることとし、現行組織においても実施可能なものについては、逐次、速やかに実施に移す。

- (4) さらに、新組織の発足に際しては、従来の組織への真摯な反省に立ち、新組織が真に国民の信頼を回復できるものとして再出発できるよう、現在の社会保険庁職員が漫然と新組織の職員に移行しないための以下の措置を講じることとする。

年金運營業務に従事する職員には、その重要な任務を担う責任感と能力が求められることから、それにふさわしい厳正な「サービスの宣誓」を行った者に限り、新組織の職員とすることとし、今後さらに、法的措置を含め検討する。

現在の社会保険庁の職員が、すべて自動的に年金新組織の職員となることのないよう、各任免権者の協力を得て、厚生労働省の他部局や、他省庁への配置転換を行う。

上記の新たな人事評価制度を実施し、職務を的確に遂行する能力を欠く職員については、新組織の職員となるまでの間に、本人に自覚させた上で、降任、降格を行う。また、評価が連続して最低ランクとなった職員には、独自の教育・訓練を行った上で、改善が難しい場合には、自主的な退職を促す。

- (5) 新組織については、従来の組織にとらわれず、名称、位置づけ等に関し、引き続き、本年末までに検討した上で、次期通常国会に、政管健保の公法人化と併せて、関連法案を提出する。

- (6) 社会保険庁の今後の在り方については、改革が確実に実現することが何より重要である。この観点から、新組織の発足から概ね一年を

経過した時点において、収納率の向上、サービスの改善、人員の削減の状況を総合的に評価し、改革の進捗が不十分で国民の信頼が回復されないと判断される場合には、独立行政法人化の可能性を含め、更なる組織改革の方策を再検討する。

また、その際の評価については、年金保険料の収納率（国民年金保険料の収納率が向上しており、将来に向けて上昇する方向性が明確化していること）、サービスの改善（社会保険事務所等への来訪者を対象とした調査やサービス実態の調査の継続的な実施により、サービスの改善状況が明らかになること）、人員の削減（外部委託の拡大やシステムの刷新等による人員の削減が、着実に実現されていること）を基準として行うこととする。

なお、それに先立って、新組織の発足の時点においても、予定した設立のスケジュールに沿って着実に改革が進捗しているか十分な検証を行う。

- (7) また、収納率の向上を図るために、こうした組織改革による対応に加えて、新たな政府組織の下で、以下のような連携等の取組を検討する。

サービス・収納の両面にわたり、国民健康保険をはじめ市町村との新たな連携体制を整備する。

基礎年金番号の活用など、国民の所得を把握する仕組みを整備する。

以上のほか、年金個人情報などの定期的な通知（ポイント制）の着実な実施を図るとともに、法的措置を含めて、納めやすい環境の整備を図り、収納率を向上させるための適切な措置を講じる。

- (8) さらに、現在の社会保険オンラインシステムはレガシー（旧式）システムであることから、この機会に、コストの削減を図りつつ抜本的な見直しに着手することとし、最新の技術を活用した「次期社会保険事務システム(仮称)」を構築する。その際には、ITガバナンスを確立し、個人情報保護及びセキュリティ対策を徹底するとともに、システム監査を導入する。
- (9) 自由民主党としては、今後とも、「社会保険庁の解体的出直しと新組織設立スケジュール」に基づき、改革が着実に実行される過程を十分把握しつつ、適切な対応を求めることとする。その際、年金福祉施設の独立行政法人による整理合理化や公益法人の見直しについても、併せてフォローアップを行う。

# 社会保険庁解体的出直しと新組織設立スケジュール

17年5月 党における社会保険庁解体的出直しと新組織設立案のとりまとめ



17年春～ 民間企業的な人事・処遇の導入  
(平成19年度に全職員を対象とした本格実施)  
人員配置の地域間格差の是正に着手  
職員の意識改革の徹底



17年末 年金実施新組織の名称・位置づけ等について決定  
人員削減計画の策定(18年度より着手)



18年 関連法案の提出(通常国会)  
政管健保と年金の実施組織の分離に伴うコンピュータシステムの設計開発に最低2年程度を要することから、公法人の設立時期は、最短でも平成20年の秋。



18年夏  
<法案成立後> 有識者会議が提案している意思決定機能や監査機能への外部専門家の参画  
(現行の社会保険庁において先行実施)



～ 20年夏

政管健保公法人の設立準備

・承継財産の評価・確定、職員の分離・採用方法の  
確定、各種規則の作成等  
年金実施新組織の設立準備



20年秋

政管健保公法人の設立

(従来の職員は退職の上、新たに非公務員として採用)

年金実施新組織の設立

(人事評価、厳正なサービスの宣誓等を行った上で移管)

社会保険事務局の廃止及びブロック単位化

(先行して、18年度以降、事務局の事務の一部をブ  
ロック単位に集約化)

新組織設立のスケジュールに沿って着実に進捗して  
いるかを検証



21年秋

年金実施新組織のあり方について評価・検討

(評価に当たっては、保険料収納率、サービス改善、  
人員削減の状況を総合的に判断)